



平成 30 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー  
代 表 者 名 代表取締役 権木 隆太  
(コード番号：3686 東証第一部)  
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁  
(TEL. 03-3221-3980)

**平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）及び  
平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ**

当社は、本日の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書について、関東財務局に提出を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書

- (1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）
- (2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

- (1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）  
平成 30 年 11 月 1 日  
(本来の法定提出期限は平成 30 年 10 月 1 日ですが、平成 30 年 9 月 28 日に公表いたしました「平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長申請に関する承認のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、提出期限の延長についてご承認をいただいております)
- (2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）  
平成 30 年 11 月 14 日

### 3. 延長が承認された場合の提出期限

(1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）  
平成 30 年 12 月 3 日

(2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）  
平成 30 年 12 月 3 日

### 4. 有価証券報告書提出期限の再延長及び四半期報告書提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 30 年 9 月 14 日に公表いたしました「第三者委員会の設置及び第 17 期定時株主総会の延期のお知らせ」及び平成 30 年 9 月 27 日に公表いたしました「平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、過去の財務諸表又は連結財務諸表に会計上の懸念があることについて、平成 30 年 9 月 3 日に外部から指摘を受け、当社内で検証を進めてまいりました。当社といたしましては、過去 5 期分（平成 25 年 6 月期から平成 29 年 6 月期）及び平成 30 年 6 月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等の過年度来の会計処理の適切性に関し、当社の認識を改めるべきかを検討すべく、より独立した立場から、事実関係の解明、これらの会計処理の妥当性に関する検証、再発防止策に関する提言等の見解を求める必要があると判断したため、外部の専門家による第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本件にともない、当社は、平成 30 年 9 月 27 日付で関東財務局に対し、平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）の提出期限延長を申請するとともに、平成 30 年 9 月 28 日付で関東財務局から、提出期限を同年 11 月 1 日とする旨の承認をいただきました。

その後、第三者委員会による調査が進められておりましたが、平成 30 年 10 月 29 日に公表いたしました「第三者委員会による調査の進捗に関するお知らせ」（以下、「平成 30 年 10 月 29 日付プレスリリース」）においてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査の過程で、制作売上（※ 1）及び外注費用に関する不適切な会計処理が行われていたのではないかとという新たな疑義が発覚したため、当初の調査範囲に追加して、当該不適切な会計処理の事実関係の解明及びその原因分析、並びにそれに類似する取引の有無の調査を行う必要が生じました。また、平成 30 年 10 月 29 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会によれば、調査の過程において、映像制作事業における企画売上（※ 2）の計上時期に加え、計上方法及び金額の算定方法についても重要な疑義が存在する可能性が生じているとのことであり、当該疑義について引き続き調査が進められております。

上記のとおり、当該新たな疑義が発覚により調査範囲を追加的に設定することとなったため、第三者委員会は現時点においても調査が完了しておらず、第三者委員会による調査等が平成30年11月中旬まで、平成30年6月期有価証券報告書等及び過年度有価証券報告書等の訂正報告書の作成が平成30年11月末まで、有限責任 あずさ監査法人による監査手続も平成30年11月末まで時間を要することがそれぞれ見込まれております。そのため、当社は、平成30年9月28日付で関東財務局からご承認をいただきました提出期限（平成30年11月1日）までに、対象となる平成30年6月期有価証券報告書を提出することは困難であると判断し、当該有価証券報告書の提出期限再延長の申請を行うことといたしました。

また、平成31年6月期第1四半期報告書についても、上記第三者委員会による調査及び有限責任 あずさ監査法人による監査手続が完了しない見込みであることから期首残高を確定することができず、金融商品取引法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書の提出期限（平成30年11月14日）までに、対象となる平成31年6月期第1四半期報告書を提出することは困難であると判断し、当該四半期報告書の提出期限延長に関する申請を、併せて行うことといたしました。

#### (※1) 制作売上

制作とは、アニメーションや映画等の映像を制作する行為をいいます。当社は、アニメーションや映画等の映像制作が完了し、これを受注先に納品した時点で、当該業務に対する対価を売上として計上しております。

#### (※2) 企画売上

企画とは、アニメーションや映画等の映像を実際に制作するか否かを判断するため、原作者や監督等との交渉権獲得やビジネスモデル構築等を実施し、当社だけでなく、他社が当該アニメーションや映画等の映像を制作することに出資合意するまでの一連の行為をいいます。当社は、アニメーションや映画等の映像の企画業務が完了した時点で、当該業務に対する対価を売上として計上しております。

### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

以上